第二十八条　離島等におけるインバランス料金（電気の供給に係るものに限る。）は、前条の規定にかかわらず、第九条第三項の規定により総離島供給費に整理された額から電気の周波数の値の維持等であって離島等に係るものに係る費用に相当する額を控除して得た額を離島等における販売電力量で除して得た額として設定しなければならない。

2　離島等におけるインバランス料金（電気の買取りに係るものに限る。）は、前条の規定にかかわらず、電灯料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）及び電力料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）の合計額を離島等における販売電力量で除して得た額として設定しなければならない。

第二十九条　認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者が当該認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定している場合におけるインバランス料金（第一条第二項第二号ハに掲げるものに限る。）は、前二条の規定にかかわらず、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十三条の三の四に規定する回避可能費用単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額として設定しなければならない。

（届出料金に関する準用）

第三十条　［略］

2　［略］

3　第三条から第二十六条まで及び第二十七条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条　離島におけるインバランス料金（電気の供給に係るものに限る。）は、前条の規定にかかわらず、第九条第三項の規定により総離島供給費に整理された額から電気の周波数の値の維持等であって離島に係るものに係る費用に相当する額を控除して得た額を離島における販売電力量で除して得た額として設定しなければならない。

2　離島におけるインバランス料金（電気の買取りに係るものに限る。）は、前条の規定にかかわらず、電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）及び電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）の合計額を離島における販売電力量で除して得た額として設定しなければならない。

第二十九条　認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者が当該認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定している場合におけるインバランス料金（第一条第二項第二号ハに掲げるものに限る。）は、前二条の規定にかかわらず、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第二十二条第一項に規定する回避可能費用単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額として設定しなければならない。

（届出料金に関する準用）

第三十条　［略］

2　［略］

3　第三条から第二十六条まで及び第二十七条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
［削る］	［削る］	［削る］
［略］	［略］	［略］
第十九条第一項	接続検討料収益」という。）	接続検討料収益」という。）（額が変動する場合に限る。）
	［削る］	［削る］
［略］	［略］	［略］

別表第１（第４条、第５条、第７条関係）

第１表

期間原価等項目分類表

期間原価等項目	内訳及び明細項目	備考
［略］	［略］	［略］
［削る］	［削る］	
	［削る］	
	［削る］	

［略］	［略］	［略］
第十五条第一項	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分のうち額が変動するもの
［略］	［略］	［略］
第十九条第一項	接続検討料収益」という。）	接続検討料収益」という。）（額が変動する場合に限る。）
	変更賦課金収益」という。）	変更賦課金収益」という。）（額が変動する場合に限る。）
［略］	［略］	［略］

別表第１（第４条、第５条、第７条関係）

第１表

期間原価等項目分類表

期間原価等項目	内訳及び明細項目	備考
［略］	［略］	［略］
使用済燃料再処理等既発電費	使用済燃料再処理等既発電費	
	再処理等費引当	
	再処理等引当金取崩し（貸方）	
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分		